

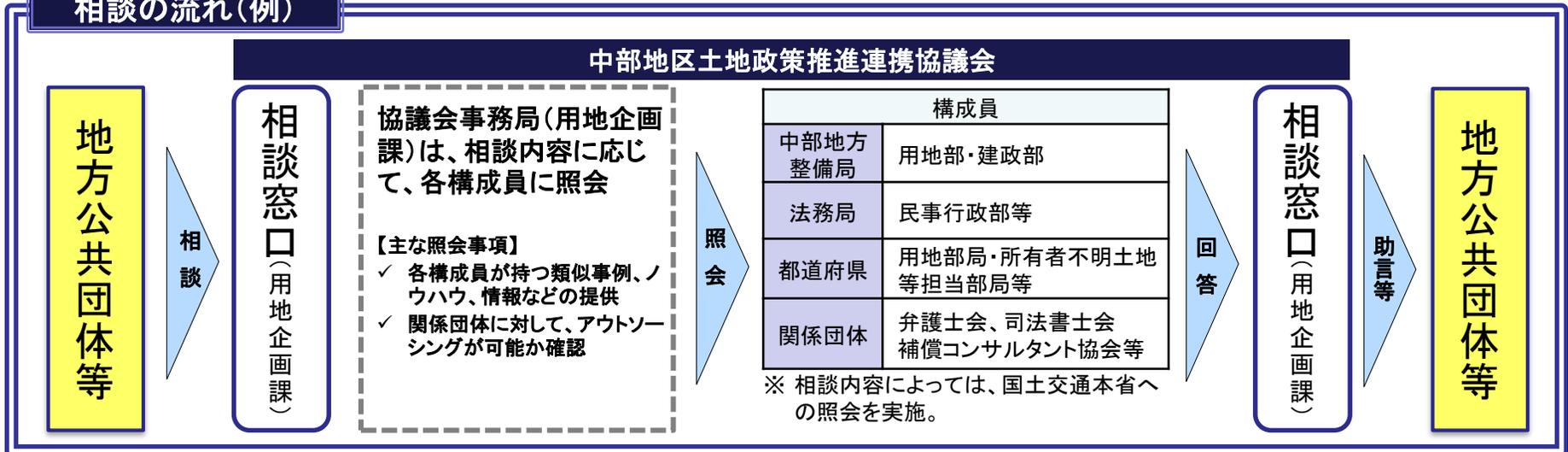
相談窓口の設置

- 国、地方公共団体、関係士業団体等が連携し、所有者不明土地法の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体等が行う用地業務等を推進するため、中部地区土地政策推進連携協議会に**相談窓口を設置**します。
- 相談窓口の一元化(ワンストップ体制)により、地方公共団体が抱える疑問や課題等のスムーズな解決を図ります。

相談体制

- **中部地区土地政策推進連携協議会事務局**である**中部地方整備局用地部用地企画課**が窓口を担当します。
※各県担当課を通じての相談も可能です。
- 地域福利増進事業、収用手続の合理化など所有者不明土地法に新たに設けられた制度等に関するもの及び事業用地等の土地所有者等の探索など、所有者不明土地等に関する相談を受け付けます。
- 事務局は、相談内容を関係する構成員に照会し、類似事例の有無の確認及び協力依頼を行います。
- 事務局は、構成員からの回答結果をとりまとめ、相談のあった地方公共団体に対し、助言及び担当部局等の紹介等を行います。
※関係団体への照会は、相談のあった地方公共団体の意見を聞いたうえで実施します。

相談の流れ(例)



相談窓口

中部地区土地政策推進連携協議会 事務局

E-mail: cbr-fumeitochi@gxb.mlit.go.jp

国土交通省中部地方整備局 用地部用地企画課 土地活用推進係 TEL:052-953-8105 FAX:052-953-9103

※各県担当課を通じての相談も可能です。